

延宝九年（天和元、一六八一）

中馬場村古綾瀬悪水落川端新田争論につき裁許状

※当館所蔵 中馬場石井明家文書一二 裁許絵図裏書

【翻刻】

武州八條領中馬場村堀田筑前守・森川主水百姓と同村

幸田孫助百姓、古綾瀬悪水落川端古畑地先開発之新田

諍論之事、孫助百姓右之新田四拾余年之開発之由申候而、

改を請孫助方江年貢指出可申之由申二付而、筑前守・主水

百姓此方両地頭地先二有之間、孫助方江収納之儀承引不仕候而

今度申出候、然間伊奈半十郎手代奥村小三郎・野村彦大夫

手代梅村伝左衛門指遣令見分之候処、中馬場村三地頭之

百姓拾ヶ年以前より去々年迄開発之田地二相見、四拾余年之

開□(発カ)無之由見分之上申候、然□(はカ)年久年貢地頭江不致

収納之段百姓共不届二候条、三地頭之百姓立合地頭之高

忘し右田地三地頭江可致配分之、自今以後三方共二

新発一切不可致之、仍為後鑑絵図令裏書双方江壹枚宛

下置之間、右之旨不可遺失者也

延宝九年

辛酉

三月六日

高

善左印

(高木善左衛門守蔵、勘定奉行)

彦

源兵印

(彦坂源兵衛重治、同)

大

五郎右印

(大岡五郎右衛門清重、同)

徳

五兵印

(徳山五兵衛重政、同)

甲斐

飛驒印

(甲斐庄飛驒守正親、町奉行)

島

出雲印

(島田出雲守忠政、同)

松

山城印

(松平山城守重治、寺社奉行)

水

右衛門印

(水野右衛門大夫忠春、同)

阿

美作印

(阿部美作守正武、同)